

令和4年12月14日

安中市条例第35号

安中市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、規則で定める事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務その他安中市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年安中市条例第20号）第1条に規定する安中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で登録簿に登録しないことが適当であると実施機関が認める個人情報取扱事務については、適用しない。

4 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める費用を負担しなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報を開示する場合であって、当該開示を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に開示請求者に対し次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置)

第7条 実施機関は、本人の委任による代理人により法第76条第2項の規定による開示請求、法第90条第2項の規定による訂正請求又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があつた場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、本人の意思を確認することができる。

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な

取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、法第3章第3節の施策を講ずる場合等において、地域の特殊性に応じた施策の実施、保有個人情報の円滑な運用のための規定の制定等を行おうとする場合

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(安中市個人情報保護条例の廃止)

第2条 安中市個人情報保護条例（平成18年安中市条例第19号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の旧条例第11条又は第12条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に

従事していた者

(3) 施行日前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 施行日の前日までに旧条例第6条の規定によりなされた個人情報取扱事務の登録等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項（旧条例第25条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）、第25条第1項又は第31条第1項の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が正当な理由がないのに施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（旧条例第2条第6号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた行政文書に記録された旧個人情報を施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

（罰則に関する経過措置）

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処

罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(安中市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 安中市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び安中市個人情報保護条例（平成18年安中市条例第19号。以下「保護条例」という。）」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び安中市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年安中市条例第47号。以下「議会個人情報保護条例」という。）」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第1条の2 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公開条例第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 安中市個人情報保護法施行条例（令和4年安中市条例第35号）第8条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (4) 議会個人情報保護条例第46条及び第51条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

第5条第1項中「諮問した実施機関」の次に「及び議会個人情報保護条例第1条に規定する議会」を加え、「個人情報（保護条例第2条第1号に規定する）」を「保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有）」に改め、「行政文書又は」の次に「保有」を加え、同条第3項中「情報又は」の次に「保有」を加える。

(安中市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第6条 安中市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年安中市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第12条中「安中市個人情報保護条例（平成18年安中市条例第19号）」を「安中市個人情報保護法施行条例（令和4年安中市条例第35号）」に改める。

(安中市農産物直売所条例及び碓氷峠の森公園条例の一部改正)

第7条 次に掲げる条例の規定中「安中市個人情報保護条例（平成18年安中市条例第19号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び安中市個人情報保護法施行条例（令和4年安中市条例第35号）」に改める。

- (1) 安中市農産物直売所条例（平成18年安中市条例第156号）第23条第1項
- (2) 碓氷峠の森公園条例（平成18年安中市条例第175号）第21条第1項